

不利益処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局総務部総務課 (6208－9611)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	住宅供給公社の役員の解任
概要	地方住宅供給公社法において、住宅供給公社の設立団体の長が、自ら任命した役員を解任する場合の規定が定められています。
根拠法令等 及び条項	地方住宅供給公社法第16条
処分基準	地方住宅供給公社法 (役員の欠格条項) 第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて地方公社と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） (役員の解任) 第十六条 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。 2 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。 二 職務上の義務違反があるとき。
ホームページ	
備考	